

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題(目的に対する現状など)	30年度決 算額[千 円]	元年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②令和2年度に取組む改革・改善内容	2年度予算 額[千円]
1	一般	8	1	2	221良好な住宅の整備	建築指導に要する経費	建築住宅課	○		①建築基準法、建設リサイクル法、建築物省エネルギー法、低炭素法等に基づく各種申請の審査、検査、指導、相談及び建築物全般に関する相談 ②検査済証交付率の向上と相隣間トラブルの対応	1,368	1,302	6精査・検証	①法律に基づく業務であるが、窓口や受付業務の対応方法など検討が必要なため。 ②令和元年度のパトロール回数は前年度を上回ったが、立ち入り件数は前年度を下回った。引き続き、建築基準法及び建設リサイクル法のパトロールを年15回以上実施し、違反建築等の防止の促進を図る。	1,404
2	一般	8	1	2	233防災対策の強化	住宅耐震改修促進事業	建築住宅課	○	○	①旧耐震基準による木造住宅の耐震診断・改修工事費の一部補助や無料耐震相談会、危険コンクリートブロック塀除却補助、及び被災住宅の修繕補助を行うもの ②旧耐震基準の木造住宅や、危険コンクリートブロック塀は依然として市内に多く存在することから、これらの促進を図るため補助の申請を増加させること。	1,576	20,088	6精査・検証	①補助内容の拡充や、耐震化の必要性の周知及び相談を市が行うことで、市民が安心して相談等を行うことが出来るため。 ②相談会の簡易耐震診断で耐震基準を下回った所有者に対し、耐震補助の申請を促す。また、通学路沿いなどのブロック塀の点検を計画的に行い、危険なブロック塀等の所有者に対して補助制度の利用を周知することで、木造住宅の耐震化及び危険コンクリートブロック塀の除却の推進を図る。	10,697
3	一般	8	1	3	221良好な住宅の整備	施設建設監理に要する経費	建築住宅課営繕室	○		①他課から依頼を受けて行う営繕業務 ②施設の老朽化が進み、修繕の相談が増えている。	269	224	6精査・検証	①市民サービスの向上を図るためには適正な維持修繕が必要。 ②施設改修の依頼事業が多く、また、その他にも修繕内容についての相談も多いことから、関係部局との事前調整を行うとともに、現場施工の不良がないよう適切な監理を行っていく。	291
4	一般	8	5	1	221良好な住宅の整備	市営住宅の管理運営に要する経費	建築住宅課	○		①市営住宅の施設及び入居者の適切な管理と運営を行う。 ②生活保護等を必要とする家賃滞納者に対して福祉部局へ誘導するなど、入居者の事情によりきめ細やかな対応が必要。また、既存入居者の高齢化が進み、新規入居者も福祉的な対応を必要とする世帯が非常に多いことから、従来の住宅管理手法に支障が出ている。	48,006	13,761	6精査・検証	①国は公営住宅を住宅セーフティネットの中核として位置付け、今後、さらなる福祉的な対応を強く求める方針である。よって、家賃徴収方法の見直しや、福祉部局との連携強化等の改善の検討を継続する必要がある。 ②収納率の向上を図るため、事情を抱える滞納者に対するきめ細やかな対応や、家賃納入機会の拡大を目的とした口座振替への誘導等を行い、職員の滞納事務技術の向上等にも取組む。	14,868
5	一般	8	5	1	221良好な住宅の整備	市営住宅長寿命化事業	建築住宅課	○	○	①対症療法型維持管理から予防保全型維持管理へ転換することにより、市営住宅の耐久性の向上等を行うことで長寿命化を図る。 ②長寿命化計画に基づき、平成27年度から長寿命化事業の実施を予定したが、計画通り実施できていない事業が多数ある。	0	28,978	6精査・検証	①社会情勢及び市営住宅の老朽化状況等を踏まえ、長寿命化計画の見直しを含め精査検証していく必要があるため。 ②次期実施計画策定時に事業費の計上を検討する。	0

6	一般	8	5	2	221良好な住宅の整備	住宅政策に要する経費	建築住宅課	○		<p>①特定空家等を除却するために必要な資金を貸し付ける。</p> <p>②経済的理由で管理不全な状態の空家等が放置され、空家等が社会問題化している。</p>	27	35	6精査・検証	<p>①空家等が社会問題化している中、経済的理由で管理不全な状態の空家等が放置されることを防ぐ必要があるため。</p> <p>②除却費用の支出が困難な特定空家等の所有者を対象として、放置されている管理不全な特定空家等の是正に要する資金の貸付を行う。</p>	1,060
7	一般	8	5	2	221良好な住宅の整備	空家等対策事業	建築住宅課	○	○	<p>①空家等対策計画に基づき、空家等の適正な管理の推進とあわせ、空家等の有効活用といった視点も含め、総合的かつ計画的な空家等対策を実施する。</p> <p>②空家等の所有者の死亡により、相続人の存否不明な場合や、法定相続人全員が相続放棄するなど、管理不全な空家等が放置されるケースが増加傾向にある。</p>	4,147	1,166	7拡充	<p>①生活環境の保全及び防犯のまちづくりを推進するため、空家等の適正な管理の推進と量の抑制に取り組む必要がある。</p> <p>②空家等対策計画に掲げる「市全域における空家等総数の減少」を成果目標とし、計画に基づく施策の遂行に取り組む。</p>	715